

新規営業許可の手続きの流れ

1 準備期間

① 保健所へ相談

- 来所して、希望する営業内容の施設基準等の説明を受けてください。



② 計画の確認

- 施工前に**施設図面を確認(施設の詳細な平面図と設備等の配置を図示して下さい。)
 - ※ 保健所で施設基準に合っているか確認を受けてから、工事を開始してください。
 - ※ 施工してしまってからでは、余分な費用負担や日数がかかることがあります!



申請書の用紙を持ち帰ってください。

井戸水(地下水)や貯水槽経由の水を使用する場合は水質検査が必要です。

③ 施工開始

- 保健所で確認を受けた内容で施工を進めてください。
 - ※ 途中で変更が生じたら、すぐに保健所へ確認をしてください。

2 申請受付・書類審査

① 申請書提出(許可を取りたい2週間ほど前に)

- 申請書類(申請書・台帳)の必要事項が記載されているか、確認してください。
 - ※ 仕出し、製造業等は、主な製品の原材料配合分量表・製造工程・表示を提出
- 印鑑(法人は登記された代表者印)
- 申請料(必要書類と共に提出)

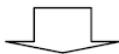
② その他 必要なもの

- 水質検査結果(井戸水や貯水槽経由の水を使用する場合)
- 登記簿謄本または現在事項全部証明書(当保健所管内で、初めて許可を取る法人の場合)
- 食品衛生責任者
 - ※ 食品衛生責任者になるには、資格が必要です。
有資格者がいなければ、養成講習会の受講申し込みをしてください。



3 現地確認

保健所の職員が、施設現地で申請時の図面どおり基準に合うか審査します。



4 許可

保健所長の決裁がおりてから(基準に適合していることを現地確認後、通常1週間以内)許可証を作成し交付します。